

議案第29号

松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように定める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健次

提案理由

定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を行うた
め。

松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11）（略）</p>	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11）（略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員は、この条例による改正後の松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。